製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を平成29年２月24日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成29年３月９日　　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称	製品の区分				
紙巻たばこ	わかば	ＦＬ　20本ソフトパック	日本	290円	320円	29. 4. 1
紙巻たばこ	エコー	ＦＲ　20本ソフトパック	日本	280円	310円	29. 4. 1
紙巻たばこ	ウルマ	ＦＬ　20本ソフトパック	日本	290円	320円	29. 4. 1
紙巻たばこ	バイオレット	ＦＬ　20本ソフトパック	日本	280円	310円	29. 4. 1
紙巻たばこ	しんせい	ＦＲ　20本ソフトパック	日本	280円	310円	29. 4. 1
紙巻たばこ	ゴールデンバット	ＦＲ　20本ソフトパック	日本	260円	290円	29. 4. 1

適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同法第63条の５第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じられた適格機関投資家等特例業務届出者の商号等
・商　号　合同会社ワールドステージ
所在地　東京都豊島区東池袋３―22―21　コンフォリア東池袋10Ｆ

２．業務廃止命令年月日
平成29年２月24日

平成29年３月９日

関東財務局長　小野　　尚

適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同法第63条の５第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じられた適格機関投資家等特例業務届出者の名称等
・商号又は名称　琉球共栄株式会社
住所又は所在地　茨城県坂東市法師戸258番地１

２．業務廃止命令年月日
平成29年２月24日

平成29年３月９日

関東財務局長　小野　　尚

適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同法第63条の５第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じられた適格機関投資家等特例業務届出者の名称等
・商号又は名称　合同会社ＩＳ・フロンティア・ファンド１号
住所又は所在地　東京都目黒区中目黒３丁目３番６―208号　中川　浩行　様方

・商号又は名称　合同会社ＩＳ・フロンティア・ファンド２号
住所又は所在地　東京都目黒区中目黒３丁目３番６―208号　中川　浩行　様方

・商号又は名称　株式会社AquaGeneration
住所又は所在地　神奈川県横浜市中区宮川町三丁目79番地　m&m'sビル701号室

・商号又は名称　井上　重信
住所又は所在地　東京都墨田区菊川２丁目６番15号

・商号又は名称　株式会社ＩＭＵＡ
住所又は所在地　神奈川県横浜市中区桜木町１－１－７　TOCみなとみらい10階

・商号又は名称　越南新開発合同会社
住所又は所在地　東京都渋谷区円山町23―７星野円山ビル３階

・商号又は名称　シュタイン・パートナーズ合同会社
住所又は所在地　東京都渋谷区本町３―14―３　松尾ビル４階

・商号又は名称　株式会社トータルアセットマネジメント
住所又は所在地　東京都港区新橋４―31―３新橋オーシャンビル３Ｆ

・商号又は名称　パシフィック・ヘミスフィア・アセット・マネージメント合同会社
住所又は所在地　東京都世田谷区南烏山二丁目30番14―202号

２．業務廃止命令年月日
平成29年２月24日

平成29年３月９日

関東財務局長　小野　　尚

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成29年３月９日　　経済産業大臣　世耕　弘成

名称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社さかえ会	山口県山口市道場門前２丁目４番３号	互第6028号	平成28年12月31日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成29年３月９日　　中国経済産業局長　波留　静哉

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成29年５月８日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成29年５月８日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社さかえ会	山口県山口市道場門前２丁目４番３号	平成28年12月31日